

---

# 情報セキュリティ基本方針

---

施行日：令和7年4月1日

世田谷区教育委員会

## 改訂履歴

年月日	版番号	改訂内容
平成23年 4月 1日	初版	
令和 6年 4月 1日	第2版	
令和 7年 4月 1日	第3版	幼稚園に係る文言の追加 10 情報セキュリティ対策基準の策定 11 情報セキュリティ実施手順の策定 その他軽微な文言の修正

## 目次

1	目的	- 1 -
2	定義	- 1 -
	(1) 情報セキュリティポリシー	- 1 -
	(2) ネットワーク	- 1 -
	(3) 情報システム	- 1 -
	(4) 情報セキュリティ	- 1 -
	(5) 機密性	- 1 -
	(6) 完全性	- 1 -
	(7) 可用性	- 1 -
3	対象とする脅威	- 1 -
	(1) 部外者の侵入、不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去等	- 1 -
	(2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、プログラム上の欠陥、操作ミス、故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等	- 1 -
	(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等	- 1 -
4	適用範囲	- 2 -
	(1) 対象範囲	- 2 -
	(2) 情報資産の範囲	- 2 -
5	教職員等の義務	- 2 -
	(1) 情報セキュリティ対策の遵守	- 2 -
	(2) 児童・生徒への指導	- 2 -
6	情報セキュリティ対策	- 2 -
	(1) 組織体制	- 2 -
	(2) 情報資産の分類	- 2 -
	(3) 物理的セキュリティ対策	- 2 -
	(4) 人的セキュリティ対策	- 2 -
	(5) 技術及び運用におけるセキュリティ対策	- 2 -
7	情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	- 3 -
8	情報セキュリティポリシーの見直し	- 3 -
9	確認及び見直しと承認	- 3 -
10	情報セキュリティ対策基準の策定	- 3 -
11	情報セキュリティ実施手順の策定	- 3 -

## 1 目 的

この方針は、世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）において学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則（平成20年4月世田谷区教育委員会規則第9号、以下「規則」という。）が規定する情報セキュリティ対策に基づき、保有する情報資産と、情報資産を取り扱う環境の機密性、完全性及び可用性を確保・維持するための基本的な方針を定めることにより、区民、区立幼稚園の園児・保護者、区立小中学校の児童・生徒・保護者、教職員、その他関係者の財産、個人情報等を守り、もって安定的かつ継続的に学校教育を実施することを目的とする。

## 2 定 義

### (1) 情報セキュリティポリシー

本方針における「情報セキュリティポリシー」は、教育委員会が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的にとりまとめたものであり、情報セキュリティ基本方針と情報セキュリティ対策基準を合わせて、情報セキュリティポリシーとする。

### (2) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

### (3) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

### (4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

### (5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

### (6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

### (7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

## 3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 部外者の侵入、不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、プログラム上の欠陥、操作ミス、故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

## 4 適用範囲

### (1) 対象範囲

この方針の対象は、教育委員会が保有する情報資産のうち世田谷区電子計算組織の運営に関する規則（平成16年4月世田谷区規則第47号）で除かれた教育委員会における学校教育に係るものとする。

対象とする情報システムは、校務系システム（校務支援システム、校務系ネットワーク、グループウェア、校務・学籍・成績・保健管理、サブシステム等）、教育系システム（学習系ネットワーク、クラウドサービス、学校ホームページCMS等）、緊急連絡ネットワークシステムとする。

### (2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は次のとおりとする。

- ・ ネットワーク、情報システム及びこれらを構成する設備や設置場所
- ・ ネットワーク及び情報システムで取扱う情報（これらを印刷したものを含む）や電磁的記録媒体
- ・ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

## 5 教職員等の義務

### (1) 情報セキュリティ対策の遵守

教育委員会が所掌する情報資産に関する業務に携わる全ての教職員等及び外部委託事業者等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たることにより、情報セキュリティ対策を遵守する義務を負うものとする。

### (2) 児童・生徒への指導

教職員等は、授業又は教育目的で情報資産の使用を児童・生徒に認める場合は、情報セキュリティ対策を遵守させなければならない。

## 6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

### (1) 組織体制

情報セキュリティ対策を推進するために、規則に定める情報統括責任者を中心とした機関である学校教育CSIRTを確立する。

学校教育に関する情報セキュリティの重要事項を審議する機関として、規則に定める教育情報化委員会を設置する。

### (2) 情報資産の分類

教育委員会の保有する情報資産は、各々の機密性、完全性及び可用性を踏まえ、その重要度に応じた情報セキュリティ対策を講じる。

### (3) 物理的セキュリティ対策

サーバ等、情報システム室等、通信回線等及び教職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

### (4) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関し、教職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

### (5) 技術及び運用におけるセキュリティ対策

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス

対策等の技術的対策を講じる。

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産への侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

## 7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

## 8 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、教育情報セキュリティポリシーの見直しを実施する。

## 9 確認及び見直しと承認

教育委員会の情報セキュリティレベルの維持、向上を図るため、上記7及び8の情報セキュリティ対策を講じるにあたっては、教育情報化委員会によって確認及び見直しを実施し、情報統括責任者の承認を得るものとする。

## 10 情報セキュリティ対策基準の策定

教育委員会の様々な情報資産について、上記6、7及び8の情報セキュリティ対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより世田谷区立幼稚園、小中学校及び教育委員会の運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

## 11 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより世田谷区立幼稚園、小中学校及び教育委員会の運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。